

改訂表 2024 実務シリーズ②旅行業約款、運送・宿泊約款

本書発行後の「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」、「フェリー標準運送約款」の改正に伴いまして、テキストの該当部分を改訂いたします。以下の改訂表を確認のうえご使用いただきますようお願い申し上げます。

2024 年 6 月 18 日
(株)JTB 総合研究所

【一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款】令和 6 年 4 月 1 日施行

該当箇所	改正（改訂）前	改正（改訂）後
P244 (運賃及び料金の精算) 第 19 条第 1 項	(運賃及び料金精算) 第 19 条 当社は、運行行程の変更その他の事由により当該運送に係る運賃及び料金に変更を生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃及び料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。 2～3 (略)	(運賃及び料金精算) 第 19 条 当社は、運行行程の変更その他の事由 <u>(回送区間における当日の道路状況その他の当該区間における事由を除く。)</u> により運賃又は料金に変更を生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃又は料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。 2～3 (略)

改正条文に関するポイント解説

運行行程の変更その他の事由により当該運送に係る運賃及び料金に変更を生じたときは、精算が可能だが、回送区間においてはバス会社と利用者との間で変更後の金額の妥当性について合意形成が困難であるため、渋滞など当日の道路状況等により回送区間において運賃及び料金に変更が生じて、追加請求は行わないこととした旨の改正が行われた。

【フェリー標準運送約款】 令和6年4月1日施行分

該当箇所	改正（改訂）前	改正（改訂）後
P262 第 19 条 の次に （旅客名 簿への記 載）第 20 条を新設	（新設）	<u>（旅客名簿への記載）</u> <u>第 20 条</u> 旅客は、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 15 条（同法第 21 条の 5 において準用する場合を含む。）に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。 （1）氏名 （2）年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分 （3）性別 （4）次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項 ア イに掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名 イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号 （5）乗船の日時及び港並びに下船の港 （6）事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否
以下の条は繰り下げる。	<u>第 20 条</u>（当社の賠償責任） <u>第 21 条</u>（旅客に対する賠償請求） <u>第 22 条</u>（連絡運輸） <u>第 23 条</u>（共通乗車券）	<u>第 21 条</u>（当社の賠償責任） <u>第 22 条</u>（旅客に対する賠償請求） <u>第 23 条</u>（連絡運輸） <u>第 24 条</u>（共通乗車券）

新設条文に関するポイント解説

海上運送法の改正に伴いフェリー事業者に対して旅客名簿の作成が義務付けられたことにより、旅客の義務として、(1)～(6)の事項を旅客名簿に記載することとする条文が約款に新設された。これにより、旅客が記載を拒否した場合は、フェリー会社は、第3条第2項第3号により運送契約を拒絶することができる。

【フェリー標準運送約款】 令和 6 年 10 月 1 日施行分

該当箇所	改正（改訂）前	改正（改訂）後
P263 4 月 1 日 施行分の 改正後の 第 21 条 の次に （保険契 約）第 22 条を新設	第 21 条（当社の賠償責任） （新設）	第 21 条（当社の賠償責任） <u>（保険契約）</u> <u>第 22 条</u> 当社は、前条第 1 項（同条第 2 項において当社が免責される場合を除く。）に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員（船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 9 条第 1 項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。） 1 人につき、てん補する額の限度額を 1 億円以上とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入しています。
以下の条 を繰り下 げる。	<u>第 22 条</u> （旅客に対する賠償請求） <u>第 23 条</u> （連絡運輸） <u>第 24 条</u> （共通乗車券）	<u>第 23 条</u> （旅客に対する賠償請求） <u>第 24 条</u> （連絡運輸） <u>第 25 条</u> （共通乗車券）

新設条文に関する **ポイント解説**

令和 4 年に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、利用者保護の観点から、フェリー会社は、船客傷害賠償責任保険について、旅客一人につき、てん補する額の限度を 1 億円以上とする保険契約又は共済契約に加入していることを約款に記載することが義務付けられたことにより条文が新設された。

以上